

令和6年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 産総研における令和5年度の契約状況は「表1」のとおり、契約件数は4,754件、契約金額は932.0億円である。

このうち、「競争性のある契約」は、3,847件（80.9%）、798.5億円（85.7%）であり、「競争性のない随意契約」は907件（19.1%）、133.5億円（14.3%）であった。

令和4年度と令和5年度の合計を比較すると、全体の契約件数は102件増加し、契約金額は238.4億円増加している。

「競争性のある契約」は、令和4年度と比較して契約金額は171.4億円増加しており、これは補正予算による高額案件が主な要因である。主な増加要因の具体的調達案件としては、量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル拠点（仮称）整備事業（116億円）、量子・AI融合処理向け大規模クラウド基盤（92億円）、1,000固体量子ビット制御システム（51億円）、1,000固体量子ビット冷却用超大型無冷媒式希釈冷凍機システム（26億円）およびバイオものづくり拠点（仮称）整備事業（6-4A棟他）（22億円）などが挙げられる。

「競争性のない随意契約」は、令和4年度と比較して契約金額は67億円増加しており、これは電力の需給契約による高額案件が主な要因である。主な増加要因の具体的調達案件としては、国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央・東地区で使用する電力（21億円）、国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば西地区で使用する電力（11億円）などが挙げられる。

表1 産総研の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,017 (21.9%)	509.7 (73.5%)	974 (20.5%)	662.5 (71.1%)	△43 (△4.2%)	152.7 (30.0%)
企画競争・公募	352 (7.6%)	23.1 (3.3%)	422 (8.9%)	39.2 (4.2%)	70 (19.9%)	16.1 (69.6%)
特例随意契約	2,437 (52.4%)	94.3 (13.6%)	2,451 (51.6%)	96.9 (10.4%)	14 (0.6%)	2.6 (2.8%)
競争性のある契約(小計)	3,806 (81.8%)	627.1 (90.4%)	3,847 (80.9%)	798.5 (85.7%)	41 (1.1%)	171.4 (27.3%)
競争性のない随意契約	846 (18.2%)	66.5 (9.6%)	907 (19.1%)	133.5 (14.3%)	61 (7.2%)	67.0 (100.7%)
合計	4,652 (100%)	693.6 (100%)	4,754 (100%)	932.0 (100%)	102 (2.2%)	238.4 (34.4%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対令和4年度伸び率である。

(注3) 本表には、少額随意契約は含まれない。

また、産総研は「国立研究開発法人特例随意契約を行う法人について（府政科技第177号 総管第56号）」により「特例随意契約」の制度利用を認められる機関となっている。

この制度利用により、産総研では、一般競争入札と比較して一件当たりの手続き期間が約20日間短縮され、令和5年度では延べ49,020日分の短縮効果を得られ、迅速な調達によって円滑な研究開発の推進に寄与している。

(2) 産総研の「競争性のある契約」における令和5年度の一者応札・応募の状況は「表2」のとおり、一者応札・応募の契約件数は3,350件（87.1%）、契約金額は564.0億円（70.6%）であった。令和4年度と比較すると、件数は16件増加、金額は52.5億円増加している。

合計に占める一者応札・応募の件数の割合は、令和4年度の87.6%から0.5%減少し87.1%となっているが、大きな低減には至っていない。

これは、産総研が、国立研究開発法人の中でも特に世界最高水準の研究開発の成果を創出することが強く期待される組織であり、最新の技術を取り入れた製品や世界最高水準の高度な仕様を要求することがあり、対応できる事業者に限られる場合があることが主な要因と考えられる。

表2 産総研の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和4年度		令和5年度		比較増△減	
2者以上	件数	472	(12.4%)	497	(12.9%)	25	(5.3%)
	金額	115.6	(18.4%)	234.5	(29.4%)	118.9	(102.8%)
1者	件数	3,334	(87.6%)	3,350	(87.1%)	16	(0.5%)
	金額	511.4	(81.6%)	564.0	(70.6%)	52.5	(10.3%)
合計	件数	3,806	(100%)	3,847	(100%)	41	(1.0%)
	金額	627.0	(100%)	798.6	(100%)	171.4	(27.3%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対令和4年度伸び率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1. の現状分析等を含め総合的に検討を行った結果、以下の(1)から(4)について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

- (1) 適切な随意契約に向けた取り組み
- (2) 一者応札・応募の抑制に向けた取り組み
- (3) 人材育成・情報の共有等
- (4) その他

(1) 適切な随意契約に向けた取り組み

1) 競争性のない随意契約

一般競争入札を原則としつつ、「競争性のない随意契約」が可能な場合は、より一層の適切な調達に向けた次の取り組みを実施する。

【随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- 「随意契約」を行おうとする場合は、その妥当性を精査するため、民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行う。
- 「随意契約」を行った案件については、その透明性と客観性を確保するため、契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等をホームページで公表する。

○「随意契約」を行った案件については、その妥当性を確認するため、契約監視委員会の事後点検を行う。

○特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の一者に限定されると判断できない調達案件については、競争性及び透明性を確保するため「公募（入札可能性調査）」の手続きを実施する。

2) 競争性のある随意契約

「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣総務大臣決定）において認められた公開見積競争を原則とする特例随意契約について、適切かつ合理的な調達に向けた次の取り組みを実施する。

【特例随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

○公正性を確保するため、関係法人¹以外との契約とする。

○競争性及び透明性を確保するため、ホームページによる公開見積競争を実施する。また、公告期間は、事業者が参加準備をするために必要となる期間等を考慮し、適切な期間を設定する。

○特例随意契約の適正性を確保するため、同制度の適合性の判断が難しい役務の提供、製造の請負及び物件の借入については、契約審査役による事前の点検を実施する。

○公開見積競争の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施する。

○過去の納入実績データを整理・共有し、当該情報を活用して事業者への呼びかけを実施すること等により、一者見積の抑制に取り組む。

○個々の特例随意契約案件が、公正かつ透明な調達手続きに従い、かつ迅速に実施されているかどうかについては、契約監視委員会において事後点検を実施する。点検結果を踏まえ、同委員会において翌年度の実施の可否を審議する。

○特例随意契約を適用した契約について、契約概要をホームページで公表する。

○制度所管部署による実施状況の点検及び内部監査担当部署による内部監査を実施し、必要に応じ改善を行うとともに、これらの結果を契約監視委員会に報告する。

(2) 一者応札・応募の抑制に向けた取り組み

競争性確保の観点から、次の取り組みを実施する。

【競争性のある契約について、以下の取り組みを着実に実施しているか。】

○研究・業務遂行上不必要な過大な要求仕様となっていないか等について審査等を実施し、適正な仕様書作成に向けた取り組みを推進する。

○全国の事業所の入札等案件情報をホームページ等で周知するほか、調達担当者が過去の納入実績データを、製造メーカー別や事業者別に整理・共有し、これを活用して入札参加の直接呼

¹ 関係法人とは次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

びかけを行うことで入札参加者の拡大を図る。

- 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内される前にホームページで公表する。これにより、事業者が計画的に入札への準備を進め、入札に参加できるよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図る。
- 調達情報について、ホームページに掲載するとともに、新着情報配信（RSS配信）を活用した事業者への情報提供を実施する。
- 事業者が余裕をもって計画的に提案できるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設ける。さらに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間（一般競争入札は7日以上、企画競争は15日以上）を十分に確保する取り組みを継続して実施する。
- 複数年度にわたって事業を継続することが合理的な案件については、経済性を考慮し、可能な限り「複数年度契約」とすることで契約規模を拡大し、事業者の参入意欲をより一層高める取り組みを実施する。
- つくばセンターでは、事業所共通で必要となる消耗品の調達や役務契約について、事業所ごとに契約するのではなく、一括契約を行うことで契約規模を拡大し、事業者の参入意欲をより一層高める取り組みを実施する。
- 工事契約において、建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後片付けの日数、週休2日の確保などを考慮し、適正な工期を設定する。また、工事現場に配置する主任技術者や設計業務における監理技術者の選定において、必要となる国家資格及び実務経験等の資格要件を必要最低限とし、事業者の参入をより一層高める取り組みを実施する。
- 一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会の事後点検の意見等を踏まえ、一者応札・応募の抑制にむけた取り組みを推進する。
- 事業者が入札に参加しやすいよう、電子入札等の導入を検討する。

(3) 人材育成・情報の共有等

【契約監視委員会の点検結果を調達担当者に共有し、調達手続きの改善に取り組んでいるか。また、調達手続きに係る研修会等を実施し、調達ルールの周知・浸透に取り組んでいるか。】

- 調達手続きの改善等に関する情報及び、契約監視委員会点検による委員からの意見等については、調達部会等を定期的開催し、全国の調達担当者に有用情報の共有と遵守事項等を周知徹底する。
- 民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役が講師となって、調達担当者及び調達請求者等に向けて、適正な仕様書作成や適切な随意契約事由の選択判断の考え方などに関するスキルアップ研修を実施する。
- コンプライアンス意識の向上と適正で迅速かつ効果的な調達手続きの実現のための基礎知識の習得を目的とした、調達担当者向けの研修会を定期的開催する。
- 新規入所者や初めて調達請求手続きを行う者等を対象に動画教材を用いた研修を実施する。これにより、調達手続きに係るルールや注意事項等の周知・浸透を図る。
- 全職員等を対象とした義務研修（eラーニング）において、「調達・検収制度」カリキュラムを実施する。また、所内イントラネットを通じて各種規程類やマニュアルを周知し、調達

ルールの理解と浸透を図る。

(4) その他

○調達情報については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、年間発注予定表や入札情報、契約結果等をホームページ等で適時公表する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【】は評価指標）

【調達に係る公正性・透明性・競争性の確保のためのガバナンスにおいて、以下の取り組みを着実に実施しているか。】

(1) 調達に係る契約権限の明確化と周知

産総研では、財務及び会計に関する事務の適正化を図るため、研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務は、「契約担当職」のみが行えることを会計規程でその権限を明確化している。併せて、全職員等を対象とした義務研修（e-ラーニング）において、この権限および研究者等の一般職員による発注を禁じていることを毎年度周知しており、この取組みを継続的に実施する。

(2) 公平性・透明性・競争性の確保向上の取り組み

公平性・透明性確保の観点から、仕様書を作成する際には、研究や業務遂行上不必要な過大な要求仕様や競争性を排除する要求仕様とならないよう、仕様書の適正化に留意する。さらに、取得予定額が100万円を超える場合は、類似する研究装置等の比較検討および情報収集を可能な限り行い、適正な執行と競争性の確保向上を図る。

政府調達基準額以上の調達案件（以下「政府調達」という。）については、仕様内容および契約方法に関して契約審査役による審査を実施する。また、政府調達以外の案件についても、契約審査の対象範囲を拡大して、契約審査役による審査を実施する。

(3) 随意契約の所内におけるチェック機能の確保

「随意契約」を締結することとなる案件については、「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性について、調達担当部署（調達担当者、調達グループ長等、契約担当職）と契約審査役による二重チェックを確実に実施する。

(4) 適正な検収の徹底

全ての調達に係る検収を本部組織又は事業組織に所属する職員（検収担当者）が実施する。

(5) 資産等の適正な管理及び保管状況の確認

資産、準資産及び換金性の高い物品については、検収担当者等が固定資産管理台帳をもとに現物確認を実施する。

(6) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

全職員等を対象とした義務研修（e-ラーニング）において、「調達・検収制度」および「外部研究資金等の適正執行」をカリキュラムに設定し、調達ルールの周知・浸透を図る。また、調達に関するマニュアル類は常に見直しを行い、改訂した場合は所内イントラを通じて周知徹底する。

事業者に対しては、「不正、不適切な契約を行わないこと」および「不正が認められた場合は、取引停止の処分を講じられても異議がないこと」などを誓約書に盛り込み署名を徴取する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

また、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

- 1) 調達等合理化推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達等合理化計画を策定する。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 総務本部長
副総括責任者 調達部長
構成メンバー 調達部次長、契約担当職

- 2) 推進チームの下に、調達担当職員で構成する調達改善に関する連絡会議をおき、調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の推進を図る。

構成メンバー 調達管理室長、検収室長、調達管理室長代理、調達室長代理及びグループ長、大型調達室長代理、検収室長代理

- 3) 計画の推進に当たっては、調達部がその事務局を担う。

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める任務（随意契約の妥当性に関すること、随意契約から一般競争入札等への移行に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること、特例随意契約による調達の妥当性に関すること、に該当する個々の契約案件の事後点検）を行い、その概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。

また、本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）等の諸施策との整合性に留意する。